日本郵政グループ

PRESS RELEASE

2026 年 11 月 26 日
日本郵便株式会社

第四の本来業務「基盤的サービス提供業務」の開始
～地方公共団体・地域事業者との連携を深め、郵便局を起点に地域課題の解決へ～

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長　小池 信也）は、2026 年 12 月 1 日（火）から施行される「郵政民営化法等の一部を改正する法律」を踏まえ、「基盤的サービス提供業務」を本来業務として、提供・拡大に取り組みます。

この「基盤的サービス提供業務」は、当社にとって、郵便業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に続く「第四の本来業務」となります。地方公共団体・地域事業者と連携の上、全国の郵便局ネットワーク、社員、窓口などの経営資源を活用し、郵便局ならではの地域の実情や住民のニーズに応じたサービスを提供することで、地域課題の解決と住民の利便性向上に貢献してまいります。

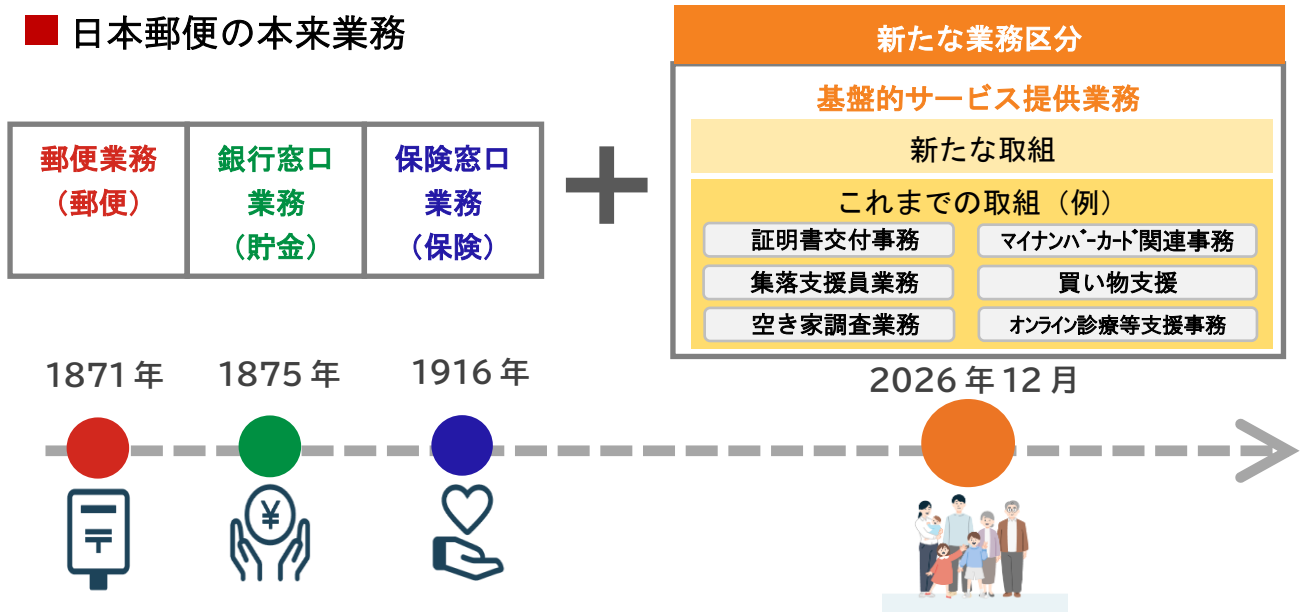

1　「基盤的サービス提供業務」とは

（1）基盤的サービス提供業務の要件

「郵政民営化法等の一部を改正する法律」において、基盤的サービス提供業務は、当社の本来業務に追加されます。「基盤的サービス提供業務」は、

①　国、地方公共団体または基盤的サービス提供事業者の委託を受け、
②　郵便、銀行窓口および保険窓口に係る経営資源を活用して行う、
③　公共サービスその他、地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービス

のいずれも満たす業務です。

（2）主な取り組み事例（＜参考＞参照）

当社はこれまでも、公的証明書の交付事務やマイナンバーカード関連事務をはじめ、集落支援員業務、買い物支援、空き家調査業務、オンライン診療等支援事務など、地方公共団体・地域事業者と連携の上、各地域の実情に応じたさまざまな取り組みを行ってきました。これらの取り組みが、本来業務としての「基盤的サービス提供業務」となるものです。

2　今後の取り組み

当社は今後も、地方公共団体・地域事業者と連携し、地域ごとに異なる課題やニーズに向き合い、地域の課題やニーズを踏まえたサービスを提供することで、郵便局だからこそ提供できる価値の創造に努めます。

＜参考＞　これまでの主な取り組み（実績は 2026 年 11 月 1 日時点）

（1）マイナンバーカード関連事務

地方公共団体からの委託を受け、郵便局で取り扱いが可能な「マイナンバーカードの電子証明書関連事務」および「マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務」を郵便局窓口で実施しています。

・電子証明書関連事務　　：107 団体・362 郵便局
・交付申請の受付等の事務：　33 団体・214 郵便局

（2）集落支援員業務【17 団体・38 郵便局】

地方公共団体からの委託を受け、集落の状況を把握する「集落点検」や集落の今後のあり方に関する「話し合いの促進」などを行う集落支援員業務を実施しています。

（3）オンライン診療等支援事務【7 団体・9 郵便局】

へき地や離島などにおける医療アクセスの拡充に向け、郵便局に PC 端末やタブレットを設置し、オンライン診療、服薬指導に必要な診療などのスペースの提供のほか、利用者のサポートや、薬の集荷および配送を実施しています。

（4）指定管理業務

大分県別府市の別府市公会堂について、民間のノウハウを活用して公の施設を運営する指定管理者として、2027 年 4 月から業務を開始する予定です。

当社が当該業務を行うのは、今回が初めてです。

以　上

【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵便株式会社
お客様サービス相談センター
＜電話番号＞
0120-23-28-86（フリーダイヤル）
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666（通話料はお客さま負担です）
＜ご案内時間＞
全日 8:00～21:00
ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「4」を選択してください。
おかけ間違いのないようにご注意ください。